



平成 26 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 ダ イ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 津 賀 保 信
(コード:4577、東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長
埜 村 益 夫
(TEL. 076-421-5665)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 8 月 28 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己の株式の取得)及び現行定款第 42 条(中間配当)を削除するものであります。また、これらの条文の新設及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであり、変更条文のみ記載しております。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<u>第 7 条（自己の株式の取得）</u> <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 8 条～第 40 条（条文省略）	第 7 条～第 39 条（現行どおり）
(新設)	<u>第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>
第 41 条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。	第 41 条（剰余金の配当の基準日） <u>1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u>

(新設)	<u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</u>
<u>第 42 条 (中間配当)</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
<u>第 43 条 (期末配当の除斥期間)</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。	<u>第 42 条 (配当金の除斥期間)</u> (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 8 月 28 日(予定)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 8 月 28 日(予定)

以上